

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規 則	五〇六
○東日本大震災・原子力災害伝承館条例施行規則	五〇九
○東日本大震災・原子力災害伝承館条例の施行期日を定める規則	五〇九
告 示	五〇九
○土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件	五〇九
○土地改良区の定款の変更を認可した件	五〇九
○県営土地改良事業計画を変更した件	五〇九
○土地改良法により換地計画を定めた件	五〇九
○保安林の指定施業要件を変更する予定である件	五〇九
○道路の区域を変更する件	五〇九
公 告	五〇九
○都市計画を変更する件	五一一
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	五一一
○都市公園を設置する件	五一一
○一般競争入札を行う件二件	五一一

## 規 則

東日本大震災・原子力災害伝承館条例施行規則及び東日本大震災・原子力災害伝承館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和二年九月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第五十五号

東日本大震災・原子力災害伝承館条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、東日本大震災・原子力災害伝承館条例（令和元年福島県条例第二

十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第二条 東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

- 一 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後でその日に最も近い休日でない日）
- 二 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで

2 指定管理者（条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、伝承館の全部又は一部について臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

3 前二項の規定は、同項の休館日に条例第六条第一項の規定による承認を受けた者が施設等（条例第六条第一項に規定する施設等という。以下同じ。）を使用することを妨げるものではない。

（開館時間等）

第三条 伝承館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に前項に規定する開館時間を変更することができる。

（使用の承認の手続等）

第四条 条例第六条第一項前段の規定による承認を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用を開始する日（以下「使用開始日」という。）の一年前の日の属する月の初日（初日が休館日に当たるときは、その日後でその日に最も近い休館日でない日）から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、条例第六条第一項前段の承認をしたときは、当該承認の申請をした者に対し、使用承認書を交付するものとする。

4 指定管理者は、条例第六条第一項前段の承認をしないときは、当該承認の申請をした者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（承認事項の変更の手続等）

第五条 条例第六条第一項後段の規定により承認を受けた事項を変更しようとする者は、指定管理者が定める申請書に前条第三項の規定により交付を受けた使用承認書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第六条第一項後段の規定による承認をしたときは、当該承認の申請をした者に対し、変更承認書を交付するものとする。

3 指定管理者は、条例第六条第一項後段の規定による承認をしないときは、当該承認の申請をした者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（使用承認書等の携帯）

第六条 条例第六条第一項前段の規定による承認を受けた者又は同項後段の規定による

変更の承認を受けた者（以下これらを「使用者」という。）は、施設等を使用するとき、第四条第三項の規定により交付を受けた使用承認書又は前条第二項の規定により交付を受けた変更承認書を携帯し、指定管理者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用の取りやめ）

**第七条** 使用者は、条例第六条第一項前段の規定による承認又は同項後段の規定による変更の承認に係る使用を取りやめようとするときは、速やかに書面でその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（使用の承認の取消し等の手続）

**第八条** 指定管理者は、条例第七条の規定による使用の承認の取消し等を行うときは、使用者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（入館手続）

**第九条** 指定管理者は、条例第八条第二項の規定により利用料金を納めた者に対し、入館券（様式第一号）を交付するものとする。

（利用料金の返還及びその手続）

**第十条** 条例第十条ただし書の規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、返還する利用料金の額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなった場合 指定管理者が定める額

二 使用開始日の十日前までに第七条の規定による届出をした場合 利用料金の五割に相当する額

**2** 条例第十条ただし書に規定する利用料金の返還を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書に第四条第三項の規定により交付を受けた使用承認書又は第五条第二項の規定により交付を受けた変更承認書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（原状回復後の報告等）

**第十一条** 使用者は、条例第十二条の規定により原状に回復したときは、その旨を指定管理者に報告し、その確認を受けなければならない。

（委任）

**第十二条** この規則に定めるもののほか、伝承館の管理その他この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年九月二十日から施行する。

様式第一号（第九条関係）

入館券  
東日本大震災・原子力災害伝承館  
（入館者の区分）  
（金額）

（年月日）

備考 寸法、デザイン等については、指定管理者が知事の承認を得てその都度定める。

（生涯学習課）

**福島県規則第五十六号**

東日本大震災・原子力災害伝承館条例の施行期日定める規則

東日本大震災・原子力災害伝承館条例（令和元年福島県条例第二十九号）の施行期日は、令和二年九月二十日とする。

（生涯学習課）

**告 示**

**福島県告示第六百十八号**

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和二年九月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定する区域

田村郡三春町字天王前九十七番の一部で次の図に示す区域

二 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壤含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

1 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

なし

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県中地方振興局民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

**福島県告示第六百十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、井上用水堰土地改良区から令和二年九月二日付けで申請のあった定款の変更について、同月八日認可した。

令和二年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

福島県告示第六百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、新屋敷新田地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和二年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年九月十六日から  
同 年十月五日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

会津美里町役場

(農村計画課)

福島県告示第六百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、南会津西部地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和二年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年九月十六日から  
同 年十月五日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南会津町役場南郷総合支所

(農地管理課)

福島県告示第六百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。  
令和二年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字南倉沢字観音平八三五の一・八三六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、八三八の二

二 保安林として指定された目的  
干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字南倉沢字観音平八三五の一・八三六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、八三八の二

二 保安林として指定された目的  
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
(森林保全課)

福島県告示第六百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和二年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前	変更後	敷地の幅員	延 長

公 告

県道喜多方会津坂下線	喜多方市字二丁目四六四七番二地先から同 市字二丁目四六六四番地先まで	変更前 二二・九〇 二四・九〇	変更後 九四・四〇 一三二・三三	の別 (メートル)	(メートル)
		六・八	六・八		

(道路計画課)

公告第百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、会津都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
  - 会津若松市高野町大字柳川のうち
  - 字下高野の一部の区域
  - 会津若松市高野町大字上高野のうち
  - 字村西の一部の区域
  - 会津若松市高野町大字木流のうち
  - 字橋本の一部の区域
  - 会津若松市高野町大字中沼のうち
  - 字鶴沼の一部の区域
  - 会津若松市高野町のうち
  - 鶴沼、下高野の各一部の区域
  - 会津若松市町北町のうち
  - 中地の一部の区域
  - 会津若松市神指町のうち
  - 榎木壇、高瀬新田、高瀬の各一部の区域
  - 会津若松市神指町大字高瀬のうち
  - 字大道東、字滑田、字高瀬の各一部の区域
  - 会津若松市神指町大字北四合のうち
  - 字東川原の一部の区域
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課、福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課、会津若松市建設部都市計画課及び会津美里町建設水道課

三 縦覧期間  
令和二年九月十五日から令和二年九月二十九日まで

四 意見書の提出  
会津都市計画道路を変更する案について、会津若松市及び会津美里町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課、会津若松市建設部都市計画課又は会津美里町建設水道課を経由して、三に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
    - 総括図、計画図及び計画書の写し
  - 二 縦覧場所
    - 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課
- (都市計画課)

公告第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画高度利用地区の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
    - 総括図、計画図及び計画書の写し
  - 二 縦覧場所
    - 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課
- (都市計画課)

公告第百九十七号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

令和二年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称

福島県復興祈念公園

二 位置

双葉郡双葉町大字中野字高田の一部の区域

三 区域

別添図面のとおり

四 供用開始の期日

令和二年九月二十日

（「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課及び福島県相双建設事務所において、一般の縦覧に供する。）

（まちづくり推進課）

### 公告第198号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年9月15日

福島県知事 内堀雅雄

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 モバイルノート型パソコン 200台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年1月15日（金）
- (4) 納入場所 福島県企画調整部情報政策課

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年10月8日

(木) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年10月8日(木)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年9月15日(火)から同年10月8日(木)まで(土曜日及び日曜日並びに同年9月21日及び同月22日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年9月24日(木)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年9月24日(木)午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年10月30日(金)午前11時00分 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月29日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Mobile Notebook Personal Computer 200 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 30 October 2020

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 29 October 2020

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

**公告第199号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年9月15日

福島県知事 内堀 雅 雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノートパソコンほか計4品目 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和2年12月25日（金）
- (4) 納入場所 福島県県北建設事務所ほか計27か所

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年9月29日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年9月28日（月）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年9月15日（火）から同年10月7日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同年9月21日及び同月22日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年9月23日（水）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年9月23日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年10月27日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月26日（月）午後5時までに必着のこと。）

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合にお

いては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分  
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その  
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110  
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320  
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
  - (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal  
Computer and 4 other products 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 27 October 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 26 October 2020
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima  
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)